

## 情報公開審査会答申の概要

答申第 958 号（諮問第 1628 号）

件名： 2019 あいちトリエンナーレにおいて「表現の不自由展・その後」が中止され、その後、県にて検証委員会、検討委員会が立ち上がったことについて、検証委員会のメンバーがどのような形・議論で選出されたのかが分かる文書の不開示（不存在）決定に関する件

### 1 開示請求

令和元年 11 月 11 日

### 2 原処分

令和元年 11 月 25 日（不開示（不存在）決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして不開示とした。

### 3 審査請求

令和 2 年 2 月 4 日

原処分の取消しを求める。

### 4 諮問

令和 2 年 3 月 26 日

### 5 答申

令和 3 年 1 月 25 日

### 6 審査会の結論

知事が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 7 審査会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

#### (2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」（以下「検証委員会」という。）の設置に当たって検討した、検証委員会の委員の候補者の案、委員の選定の過程及び選定の理由等が記載されている文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、検証委員会の委員の選定は、知事が自ら候補者を選出し、知事から直接就任を依頼して承諾を得ることによって行われたため、この間に文書を作成しておらず、また、文書の取得もしていないとのことである。

また、当審査会において実施機関に確認したところ、通常、外部の有識者による委員会等を設置する際の委員の選定は、事務の担当者が候補者を選出し、委員の選定の決裁を行った後、候補者に対して就任の依頼を行い、就任の承諾を得るという手順で行われるが、検証委員会の設置に当たっては、委員の候補者の選出から就任を依頼し、就任の承諾を得るまでを知事が行ったことから、事務の担当者としては、事前に承諾を得ていた委員に対し、改めて事務手続として書面による就任依頼の手続を行ったのみであったとのことである。

そこで、当審査会において当該就任依頼に係る決裁文書を確認したところ、当該決裁文書の内容は、検証委員会の設置に当たり、その設置要綱等を定めることを主な目的としたものであり、委員の選定に関しては、検証委員会の設置に付随するものとして就任依頼の手続に係る送付文書の案が添付されているのみで、検証委員会の委員の候補者の案、委員の選定の過程及び選定の理由等は記載されておらず、本件請求対象文書には該当しないと認められる。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

・2019 あいちトリエンナーレにおいて「表現の不自由展・その後」が中止をされ、その後県にて検証委員会、検討委員会がたちあがったことについての

①検証委員会のメンバー選定に係ってどのような形・議論で選出されたのか